

答 申 書 (案)

～新しい生活様式における公民館事業のあり方について～

写真

1 はじめに

新型コロナウイルス感染症（以下「新型コロナ」）が発生した令和2年からすでに約3年が経過している。これまで、市の公民館においては、感染拡大防止の観点から、消毒の徹底やマスクの着用、飲食の禁止、利用者数の制限等、活動にあたって多くの制限を設けてきた。また、緊急事態宣言下では公民館を臨時休館とし、すべての施設の貸出しを停止する期間もあった。しかしながら、新型コロナは、今なお終息の見通しが付かない状況である。

これに伴い、新型コロナが流行り出してから、「新しい生活様式」という言葉をよく耳にするようになった。「新しい生活様式」とは、新型コロナの感染拡大を防止するために厚生労働省が公表した行動指針である。一人ひとりの手洗いやマスクの着用からはじまり、密集・密閉・密接（3密）を回避するための「テレワーク」や「オンライン会議」といった様々な取り組みがすでに実践されてきた。公民館においても、少年事業「子ども実験教室」の動画配信や、市民劇場「西河原クリスマスコンサート」の動画上映等、出来るものから工夫をして取り組んできたところである。

こういった背景を基に、公民館長より「新しい生活様式を踏まえた狛江市立公民館事業のあり方について」（令和3年6月25日付け狛教教公発第000053号）について、本審議会宛てに諮問をいただくこととなった。「新しい生活様式」と聞くと、インターネットを活用した「リモート会議」や「オンライン講座」といったものが真っ先に思い付くところではあるが、そういった取り組みに限定してしまうと、新型コロナの終息後に本答申が活かせなくなってしまふ。よって、本審議会では、新型コロナが終息した後も活かせる先を見越した事業の展開も含めて、長期的な視点に立って検討することとなった。本答申により、コロナ禍やさらなる未来において、社会教育法に定められた公民館の目的「住民の教養の向上、健康の増進、情操の純化を図り、生活文化の振興、社会福祉の増進に寄与すること」の維持に役立つことができれば幸いである。

2 審議の経過

本審議会においては、以下の日程で、諮問事項について、〇回にわたる会議を開催し、公民館運営審議会委員（以下「委員」）と公民館運営審議会事務局（以下「事務局」）との意見交換を交えながら慎重に審議を尽くした。

【令和3年度】

第6回（10月26日）これまでの取り組み、他市の事例、グループワーク1回目

第7回（11月30日）グループワーク2回目

第8回（12月14日）3つの重点事項について

第9回（3月22日）3つの重点事項について

※第1～5回は、公民館事業評価のため記載しない

※新型コロナ感染症拡大防止のため、5月と2月は中止

【令和4年度】

第〇回（〇月〇日）

第〇回（〇月〇日）

第〇回（〇月〇日）

第〇回（〇月〇日）

※第1～〇回は、公民館事業評価のため記載なし

3 市における公民館の立ち位置について

検討に入る前に、公民館の役割を明確にするため、市における公民館の立ち位置について、以下のとおり整理する。

（1）公民館の役割とは

社会教育法 第二十条（目的）

公民館は、市町村その他一定区域内の住民のために、実際生活に即する教育、学術及び文化に関する各種の事業を行い、もって住民の教養の向上、健康の増進、情操の純化を図り、生活文化の振興、社会福祉の増進に寄与することを目的とする。

（2）類似公共施設の目的・機能について

別紙「各公共施設 比較一覧」を参照

（3）改めて公民館に求められる機能やポイントとは

- ・子どもから高齢者まで、幅広い世代を対象に事業を実施できるのは、「公民館ならではの」であること。
- ・目的に「学術や文化、教養」について記載があるのは公民館だけであること。
- ・他施設で実施されている事業との差別化をできるだけ図る必要があること。
- ・他施設と事業内容が重なる場合は、他施設との連携、あるいは廃止等も含めた形で事業の見直しを検討すること。
- ・公民館は、委託や指定管理で運営、管理を行っていないため、市職員が身近に利用者と触れ合うことができる数少ない公共施設であること。

5 3つの重点事項について

「新しい生活様式」を踏まえた事業について、2回のグループワークを行い、委員同士で自由に意見交換を行った。委員から出た各意見をソフト面（公民館の制度やサービスに関すること）、ハード面（設備や備品に関すること）、事業面（教室や講座に関すること）の3つに整

理したものが資料1, 2となる。内容を見ても分かる通り、コロナ渦に留まらず、コロナ終息後も長期的に活かせるような様々な意見が活発に出された。

しかしながら、これらのすべてを一気に実現するというのは難しいことから、より多くの意見が出たものや、優先順位が高いものを決定し、以下の3つの重点事項に絞って議論を進めることとなった。

(1) 新たな事業の開拓 (コロナ禍、近い将来、具体的内容)

① インターネットを活用し、その場になくても学びや交流が図れる空間の創出

新型コロナの感染防止をきっかけに、インターネットを活用したサービスや事業がより重視されるようになった。公民館においては、電子申請（インターネット上で、事業の申請を受け付けること）の積極的活用や、少年事業「子ども実験教室」の動画配信、また最近ではWi-Fi（ホームルーター）の導入を行い、学習フリースペースで活用している。

<委員意見（一部抜粋）>

- Wi-Fi環境を整える
- オンライン講座
- オンライン懇親会
- 動画配信できるようなスタジオを設ける
- 予約や特別申請をLINEで

② これまで実施したことがない事業の企画・実践

<委員意見（一部抜粋）>

- 粕江の史跡・神社めぐり
- 西河原公園で自由発想広場（パラソル）の設置

(2) 現役・将来世代への継承

公民館利用者のうち、60歳以上の高齢者が約7割を占めている。現役・将来世代をターゲットとした事業を企画・運営し、担い手の確保を図る。

<委員意見（一部抜粋）>

- 学習フリースペース
- 親子で楽しむビデオライブラリールーム
- サイエンス事業充実
- 小さな博物館を作る
- テーマを設定し、各小・中学校の生徒に来てもらい討論会を開催

(3) 未来に向けた取り組み (遠い将来、抽象的内容)

①平成27(2015)年9月の国連サミットにおいて採択された令和12(2030)年までの国際目標SDGsやゼロカーボンシティを踏まえた事業の展開(公民館事業評価にも記載欄あり)

②公民館だけでなく、外部(民間事業者や各教育施設)との連携した事業の展開

<委員意見（一部抜粋）>

- SDGs の理念に沿った事業の企画・実施
- 民間企業や学校と連携した事業を展開
- 外国人と連携した事業